

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年3月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900497号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900032号

第1 結論

昭和52年*月から昭和54年11月までの請求期間、昭和55年5月から同年8月までの請求期間及び昭和56年11月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年*月から昭和54年11月まで
② 昭和55年5月から同年8月まで
③ 昭和56年11月から昭和60年9月まで

請求期間①について、二十歳になった当時は学生で、実家を離れて暮らしていたが、父がA市役所において国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたはずだ。

その後、卒業して一人暮らしを始めた際、請求期間②及び③中の転居や婚姻などの転機の際には、きちんと手続をしており、その都度、国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、二十歳になった昭和52年当時に、父がA市役所において国民年金の加入の手続を行い、保険料を納付してくれた旨主張しているところ、国民年金保険料の納付は、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受け、それ以降に可能となるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、請求期間③より後の昭和61年7月2日にB市において払い出されていることが確認できる。

また、i)請求期間①のうち学生であった期間、請求期間③のうち厚生年金保険被保険者の配偶者であった期間について、請求者は国民年金の任意加入対象者であり、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないこと、ii)請求者に自身が国民年金の加入に係る手続を行った記憶はない上、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、前述の記号番号以外の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらないことを踏まえると、請求期間①、②及び③において、請求者が国民年金被保険者であったことは考え難い。

さらに、請求者は請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付について、よく覚えていないとしている上、請求者の父は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができず、また、請求期間③について、請求者の夫からは、請求者が国民年金保険料を納付したとする具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求期間①、②及び③について、請求者等が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(領収書、確定申告書控等)はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900474号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900033号

第1 結論

昭和60年10月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年10月から昭和62年9月まで

私は、27歳頃(昭和62年から昭和63年頃)に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

請求期間の2年分の国民年金保険料については、加入手続の際、B区役所の職員から「過去2年分の保険料を遡って一括納付することができる。」旨の説明を受けたことに伴い、加入から1、2か月も経たない時期に、約20万円を金融機関の窓口又は金融機関の口座振替のいずれかにおいて、自ら一括して納付した。

しかし、国(厚生労働省)の記録によると、請求期間は国民年金保険料の未納期間とされており、納付できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、27歳頃(昭和62年から昭和63年頃)に国民年金に加入し、加入から1、2か月も経たない時期に、請求期間の2年分の国民年金保険料として、約20万円を一括納付した旨主張しているところ、請求者に係る国民年金の加入手続時期は、オンライン記録における国民年金被保険者資格取得の処理日、日本年金機構C事務センターの回答及び請求者に係る国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の前後の記号番号の被保険者の記録から判断すると、昭和63年6月から同年7月頃と推認できるものの、当該加入手続時点において、請求期間の一部の期間に係る国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により納付することができない。

また、当該加入手続時点において、請求期間(前述の時効により納付できない期間を除く。)の国民年金保険料は過年度保険料となり、当該保険料を納付するためには、請求者の住所を管轄する社会保険事務所(当時)発行の過年度保険料の納付書を使用して納付することとなるが、請求者は請求期間に係る納付書の入手方法及び保険料納付場所等について、明確な記憶はない旨陳述しており、保険料納付に係る具体的な陳述は得られない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。